

尾道市

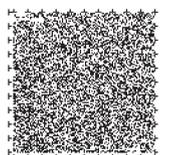
第5次障害者保健福祉計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

概要版



この案内には音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聴くことができます。

令和6年3月



1 計画策定の趣旨

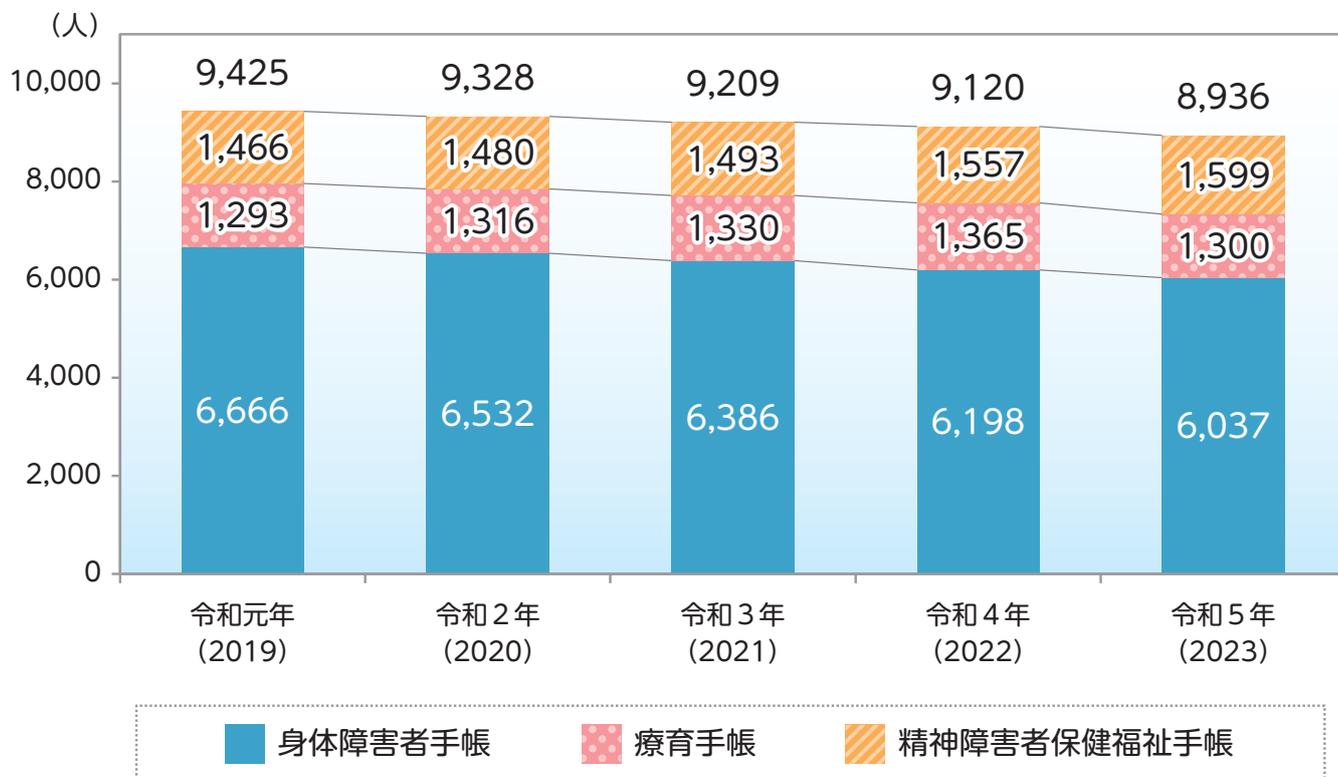
障害の重度化や重複化、障害のある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画・尾道市第3期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

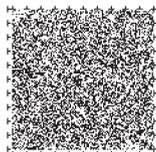
- 「第5次障害者保健福祉計画」の期間については、6年間とします。
- 「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」の期間については、3年間とします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第5次障害者保健福祉計画（6年間）					
第7期障害福祉計画（3年間）			第8期障害福祉計画		
第3期障害児福祉計画（3年間）			第4期障害児福祉計画		

3 障害者手帳所持者数の推移



資料：尾道市（各年3月31日現在）



4 基本理念

“生涯”ともに支えあい 自分らしく暮らせるまち おのみち

- ◆ 障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。
- ◆ 自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、様々な主体の参画により取組を進めることとします。

5 基本方針

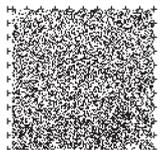
基本方針1 ライフステージ(人生の各段階)に応じた支援

- 障害のある人が家庭や地域で本人が望む生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）ことを基本に、障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加できるよう、個々のライフステージや障害に応じて支援を行うことが必要です。
- その支援は年齢等で分断されるのではなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連続性のあるものとして展開されることが重要です。そして、障害のある人のライフステージを最も支え、見守る家族への支援も重要です。
- ライフステージに応じた支援をより有効なものとするため、継続性・連続性を踏まえた支援を行う体制づくりに取り組みとともに、障害のある人本人とその家族双方を支え続ける取組を進めます。

基本方針2 ともに暮らす地域づくり

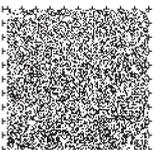
- 多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）まちづくりを進めるためには、人とのつながりや、いざという時の安心感、生活の質の向上等が求められます。
- そのため、地域で日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やすとともに、相互理解を図り、ともに支えあいながら生きていくという地域福祉意識の浸透に努めます。
- また、誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、生活環境・外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、生活安定、医療体制の充実等、幅広い分野にわたる総合的な生活の質の向上を図ります。

本市では、複雑化・複合化した課題を持つ世帯の相談事例から、課題の背景にある「**関係(性)の貧困**」（教育・経験・人とのつながりに恵まれない状態）を重要な課題と捉え、**世代や分野を超えて「つながる」**ことで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「**地域共生社会**」の実現を目指しています。このため、これまでの属性を問わない包括的相談支援と多機関協働による支援に加え、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を強化し、一体的な実施を図る「**重層的支援体制整備事業**」を令和6年度から始動します！



6 施策の展開

基本方針	施策の内容	施策・事業
基本方針 1 ライフステージ に応じた支援	(1) ライフステージを通して健やかであるために	①一貫した相談支援体制の整備 ②障害福祉サービス等の充実 ③家族支援の充実 ④地域生活支援体制の充実 ⑤精神保健福祉施策と支援体制の充実 ⑥難病対策の推進 ⑦疾病・障害の予防と早期発見 ⑧こころの健康づくりの推進
	(2) 学校に行くまで(乳幼児期)	①早期発見による発達支援 ②地域の療育体制の整備・充実 ③就学準備の支援
	(3) 学校に行きながら(学齢期)	①特別支援教育の推進 ②障害のある児童の通所支援 ③卒業後の自立に向けた支援 ④中途障害のある児童に関する支援
	(4) 社会に出て(青年・壮年期)	①就労への支援 ②施設入所(入院)から地域生活への移行支援 ③健康づくりと健康診査の充実 ④中途障害者に対する支援
	(5) 高齢を迎えて(高齢期)	①高齢者施策との連携
基本方針 2 ともに暮らす 地域づくり	(1) 相互理解と交流	
	(2) 建築物の構造改善、住宅整備の推進	
	(3) 移動・交通対策の推進	
	(4) 防犯・防災対策の推進	
	(5) 情報提供の充実	
	(6) スポーツ・文化活動の推進	
	(7) 社会参加の促進	
	(8) 権利擁護の推進	
	(9) 虐待防止に対する取組の強化	
	(10) 人権の推進	
	(11) 医療・リハビリテーション体制の充実	



障害のある人に対応した施設・設備であることやルールなどの存在を示したり、障害のある人が支援を必要としていることをわかりやすく伝えるため、色々なシンボルマークや表示があります。これらのマークを見かけたときは、必要としている人へ適切な配慮をお願いします！

障害に関する様々なマーク



ヘルプマーク
援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。



障害者のための国際シンボルマーク
障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。



盲人のための国際シンボルマーク
視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられているマーク。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク
白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというシンボルマーク。



ハートプラスマーク
身体内部に障害がある人を表すマーク。



オストメイトマーク
人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマーク。



ほじょ犬マーク
身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）法を啓発するマーク。



耳マーク
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。



手話マーク
手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、手話による対応ができるところが掲示できるマーク。



筆談マーク
筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、筆談による対応ができるところが掲示できるマーク。



身体障害者標識 (身体障害者マーク)
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)
聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に掲示するマーク。



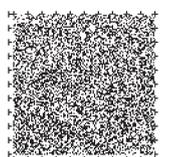
障害のある人のための国際シンボルマーク
障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。

詳細はこちらから！▼

検索

参照

尾道市「障害のことを知っていますか？」

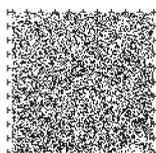


7 障害福祉計画の成果目標

■ 主な目標値

障害のある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

項目		目標値 (令和8年度)	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数	11人	
	施設入所者数の削減見込	9人	
(2) 地域生活支援の充実	地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備	2か所
		コーディネーターの配置人数	3人
		地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	10人
		運用状況の検証・検討	2回/年
	強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	支援ニーズを把握してその支援体制を整備	
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	就労移行支援	16人
		就労継続支援A型	2人
		就労継続支援B型	25人
	就労移行支援利用終了者に占める一般就労への移行者の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	75.0% (3か所)
		就労定着支援の利用者数	17人
	就労定着率	就労定着支援の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	100.0% (2か所)
(4) 障害児支援の提供体制の整備等		児童発達支援センターの設置	3か所
		障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 ※保育所等訪問支援を実施する事業所数	10か所
		主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2か所
		主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	12人
(5) 相談支援体制の充実・強化等		基幹相談支援センターの設置	設置済
		基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	有
		協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制	有
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	有



8 障害福祉サービス等の見込み

■ 障害福祉サービスの見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	205	210	215
	時間/月	3,356	3,413	3,471
重度訪問介護	人/月	10	10	10
	時間/月	4,865	4,932	4,999
同行援護	人/月	79	84	89
	時間/月	1,715	1,782	1,852
行動援護	人/月	27	29	33
	時間/月	276	281	287
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	263	276	290
(うち重度障害者)	人/月	75	75	75
施設入所支援	人/月	182	179	176

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	337	349	362
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【単位】

人/月：1か月間の実利用者数

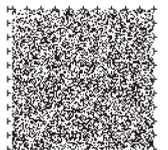
人日/月：1か月間の延利用者数

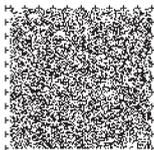
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	492	510	528
	人日/月	9,081	9,265	9,454
(うち重度障害者)	人/月	180	183	190
	人日/月	4,140	4,200	4,370
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	3	3
	人日/月	55	65	65
自立訓練 (生活訓練)	人/月	28	34	43
	人日/月	308	352	402
就労選択支援	人/月	-	20	40
就労移行支援	人/月	30	32	33
	人日/月	478	486	494
就労継続支援 A型	人/月	50	51	52
	人日/月	1,150	1,200	1,250
就労継続支援 B型	人/月	496	503	510
	人日/月	9,064	9,337	9,618
就労定着支援	人/月	32	39	47
療養介護	人/月	26	26	26
短期入所 (福祉型)	人/月	149	153	156
	人日/月	617	625	633
(うち重度障害者)	人/月	13	14	15
	人日/月	88	93	98
短期入所 (医療型)	人/月	17	20	24
	人日/月	104	145	202
(うち重度障害者)	人/月	2	2	2
	人日/月	2	2	2

■ 障害児福祉サービスの見込み

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	328	331	334
	人日/月	3,056	3,167	3,281
放課後等 デイサービス	人/月	420	440	462
	人日/月	3,389	3,590	3,802
保育所等訪問 支援	人/月	20	21	23
	人日/月	20	21	23

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	200	216	233
医療的ケア等に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人	10	13	18





■ 地域生活支援事業の見込み

必須事業

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	33	44	59	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有		自立生活支援用具	給付件数/年	33	34	35	
相談支援事業	障害者(児)相談支援事業	実施か所数	3	3		3	在宅療養等支援用具	給付件数/年	37	40	43
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有		有	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	34	33	32
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有		有	排せつ管理支援用具	給付件数/年	3,863	3,928	3,993
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有		有	居室生活動作補助用具	給付件数/年	5	5	5
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	9	10	11		手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数/年	33	33	33	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	移動支援事業	実利用者数/月	122	124	126		
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置見込み者数	1	1		1	利用時間数/月	1,018	1,037	1,056	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数/月	30	30	30	地域活動支援センター機能強化事業	実施か所数	1	1	1	
						実利用者数/月	38	38	38		

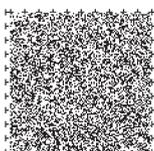
任意事業

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数/月	14	18	23	生活サポート事業	実施の有無	有	有	有
日中一時支援事業	実利用者数/月	242	244	245	点字・声の広報等発行事業	発行回数/年	179	178	176

10 計画の推進体制

障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。



発行・編集：尾道市 社会福祉課
 〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15-1
 TEL (0848) 38-9125 FAX (0848) 38-9206
 ホームページ <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

発行年月：令和6年3月